

大野地区まちづくり協議会 定期総会

日時 令和7年5月14日(水)
午後6時00分から
場所 守谷市役所 大会議室

[定期総会次第]

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議長及び議事録署名人の選出
- 4 議 事
 - (1) 報 告
 - 第1号報告 令和6年度活動実績について
 - 第2号報告 令和6年度収支決算について
 - 監査報告
 - (2) 議 案
 - 第1号議案 令和7年度活動計画(案)について
 - 第2号議案 令和7年度収支予算(案)について
 - 第3号議案 役員を選任(案)
- 5 議長退任
- 6 その他
- 7 閉 会

令和6年度活動実績報告

大野地区まちづくり協議会では、できることを模索しながら、下記活動を実施しましたので報告します。

1 各地域活動

地域名	活動実績
上 坪	<p>【地域防災強化事業】</p> <p>令和6年5月26日、上坪農村集落センターにて、震度5強の地震発生を想定した仮想被害による状況報告訓練等の防災訓練を実施しました。当日は、自主防災組織を中心に消防団第5分団協力のもと、災害時を想定した訓練を実施し、「上坪ポケット版ハザードマップ」も作成し、配布しました。</p> <p>また、12月には、「安否確認カード」も作成し、上坪全戸に配布し、防災意識の向上に努めました。</p>
中 坪	<p>【二十三夜様祭礼事業】</p> <p>令和6年8月22日と23日、シニアクラブが境内の清掃と祭礼の飾りつけ、子ども会作成の「灯籠」飾りや花火などを行いました。</p> <p>シニアクラブと子ども会の輪投げ交流も実施し、世代間交流もできました。</p>
向 崎	<p>【地域交流・地域防災強化事業】</p> <p>月2回、地域交流事業として輪投げ練習を行い、地域コミュニケーションを図ることができました。</p> <p>また、令和7年2月から3月、つるし雛・美術展展示などを行い、地区外から多くの方々にもお越しいただき、地域のつながりの向上を図りました。</p>
新 山	<p>【地域交流事業】</p> <p>彼岸花まつり・案山子まつりは、彼岸花の開花状況が良くなかったため、中止となりました。</p>
大 柏	<p>【地域防災強化事業】</p> <p>令和6年11月に防災倉庫内の備品等の一斉点検を行い、12月に前坪・仲坪の防災訓練を実施しました。当日は、前坪仲坪地区自主防災組織が中心となり、消防団第7分団の協力のもと、災害時の応急処置や消火訓練を行いました。</p>

地域名	活動実績
下ヶ戸	<p>【地域コミュニティ活性化・地域防災強化事業】</p> <p>地震や火災、事故や犯罪など突発的に巻き込まれてしまう恐れのある「いざ!」というときに備えて、年間を通じて、町内パトロールのほか、月ごとにイベントや防災訓練などを実施し、多世代交流を図りながら日頃より顔が見える取り組みを行い、助け合い支え合えるまちづくりを継続的に進めています。</p>

2 全体活動

令和6年度定期総会
<p>令和6年5月15日、守谷市役所大会議室にて「令和6年度定期総会」を開催し、全構成員67名中、委任状を含む51名が参加。当日は、令和5年度活動・決算報告、令和6年度活動計画・予算・役員一部改選などを審議し、承認されました。</p>
大野小学校支援事業（まちづくりチーム）
<p>令和6年6月16日に、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の除草作業を行いました。</p> <p>子ども料理教室については、スケジュール調整が合わず、実施できませんでした。</p>
第31回大野ふれあいまつり（まちづくりチーム）
<p>令和6年8月3日、大野小学校校庭にて、大野ふれあいまつり実行委員会・大野地区まちづくり協議会主催の「第31回大野ふれあいまつり」を開催しました。当日は、大野地区内外から大変多くの方々にご来場いただき、大変賑わうとともに、子どもから高齢者まで多世代交流を実現し、さらには絆づくりをすることができました。</p>
敬老対象の皆様にお祝い品をお届けしました！（地域福祉チーム）
<p>大野地区内の75歳以上の方々にお祝いの品をお届けしました。</p> <p>10月13日に事前準備し、10月19日、100歳以上の5名も含め、対象者（519名）宅にまちづくり協議会役員・地域福祉チーム員が訪問し、敬老記念品（洋菓子詰め合わせ）を笑顔とともにお届けしました。</p>

令和6年度大野地区地域福祉・敬老まつり（地域福祉チーム）
<p>令和6年11月30日、大野小学校体育館にて、「令和6年度大野地区地域福祉・敬老まつり」を開催しました。</p> <p>当日は、大野地区内にお住まいの75歳以上の方、大野小学校児童、保護者等を含め、約300名が参加。大野小学校児童たちからの祝賀メッセージでスタートし、お囃子やキッズダンスに加え、守谷中学校吹奏楽部の演奏で盛り上げました。</p> <p>後半には、各地区の子どもたちと高齢者でチームを組み、地区対抗玉入れ大会も行い、最後には参加者全員で「守谷音頭」を踊り、大きな拍手とともに幕を閉じました。</p>
輪投げ交流会（地域福祉チーム）
<p>令和7年1月25日、大野小学校体育館にて、「新春輪投げ交流会」を開催し、大野地区内シニアクラブ・サロン等の60名が参加。当日は、外の寒さを吹き飛ばす、和気あいあいの中にも白熱した対戦が繰り広げられました。一喜一憂しながらも多くの笑顔が満ちた交流会となりました。</p>
令和6年度大野地区まちづくり協議会防災セミナー (交通・防災・防犯チーム)
<p>令和7年3月8日、大野小学校体育館・校庭にて「令和6年度大野地区まちづくり協議会防災セミナー」を自主防災組織構成員・まちづくり協議会役員・交通・防災・防犯チーム員等約100名が参加。当日は、地区内にあるアサヒビール(株)茨城工場総務部長様による企業における防災対策の講話後、第5・第6・第7分団の消防団員の協力のもと、避難所設営や放水・初期消火訓練や交通・防災・防犯チーム員等によるAEDや三角巾を用いた応急救護・炊き出し訓練を行いました。</p> <p>また、各地区の希望に応じ、防災備品（発電機、防災用ポータブルテレビ・ラジオ）を配置しました。</p>

3 役員会・協議会運営事業

活動実績
<p>毎月1回、年12回、役員会を開催。その他、ふれあいまつりや地域福祉・敬老まつりの合同会議等を開催し、各事業の実施に向け協議しました。</p> <p>また、事務支援員が協議会運営として、会議開催通知発送や連絡、調整、準備等を行いました。</p>

令和6年度 収支決算

[収入]

単位：円

項目	予算額	決算額	備考
市交付金	1,780,000	1,523,189	
ふれあいまつり収入（地区協力金・売上他）	1,000,000	1,126,850	
地域福祉・敬老まつり収入（祝儀）	0	26,000	
繰越金	59,045	59,045	前年度繰越金
雑入	1	404	預金利子
合計	2,839,046	2,735,488	

[支出]

単位：円

項目	予算額	決算額	交付金充当額	備考
各地域活動事業（6地区）	510,000	437,976	437,976	
地域防災強化事業（上坪）	70,000	69,976	69,976	
二十三夜様祭礼事業（中坪）	70,000	69,749	69,749	
地域文化継承・地域防災強化事業（向崎）	70,000	69,544	69,544	
彼岸花まつり・案山子まつり事業（新山）	70,000	0	0	
地域防災強化事業（大柏）	80,000	79,577	79,577	
地域コミュニティ活性化事業・ 地域防災強化事業各地域活動（下ヶ戸）	150,000	149,130	149,130	
地域福祉チーム事業	700,000	577,862	567,862	
敬老祝品贈呈事業	350,000	314,961	314,961	
地域福祉・敬老まつり事業	310,000	231,981	221,981	
地区輪投げ交流会事業	40,000	30,920	30,920	
交通・防災・防犯チーム事業	250,000	396,161	396,161	
大野地区防災強化事業（防災セミナー）	250,000	396,161	396,161	
まちづくりチーム事業	1,200,000	1,102,698	5,292	
大野ふれあいまつり事業	1,100,000	1,097,406	0	
大野小学校支援事業・子ども料理教室	100,000	5,292	5,292	
協議会運営事業	120,000	120,898	115,898	
予備費	59,046	0	0	
合計	2,839,046	2,635,595	1,523,189	

※ 収入 2,735,488円 - 支出 2,635,595円
= 99,893円（次年度繰越金）

監 査 報 告

令和6年度大野地区まちづくり協議会の収支決算及び業務について、諸帳簿及び証拠書類等を監査した結果、その処理及び業務内容は適正かつ正確であることを認めます。

令和7年4月24日

監 事 豊 谷 如 秀 

監 事 山 崎 浩 行 

令和7年度 活動計画（案）

1 全体活動及び地域活動

- 4月 [向崎]地域福祉事業（輪投げ）※毎月2回
[下ヶ戸]地域防犯強化事業（防犯パトロール）※毎月2回
- 5月 定期総会
[上坪]地域防災強化事業（防災訓練）
- 6月 通学路草刈り（まちづくりチーム）
大野地区輪投げ交流会（地域福祉チーム）
- 7月 [大柏]地域防災強化事業（防災訓練）
- 8月 [中坪]二十三夜様祭礼事業
通学路草刈り（まちづくりチーム）
- 9月 大野地区敬老記念品贈呈（地域福祉チーム）
[中坪]地域防災強化事業
[新山]地域コミュニティ事業（彼岸花まつり）
[下ヶ戸]地域防災強化事業（防災訓練）
- 10月 大野地区地域福祉・敬老まつり（地域福祉チーム）
大野ふれあいまつり（まちづくりチーム）
[下ヶ戸]地域コミュニティ活性化事業（穂垂るまつり）
[大柏]地域防災強化事業（防災訓練）
- 11月 [大柏]地域防災強化事業（防災訓練）
[下ヶ戸]地域防災強化事業（消火訓練）
[向崎]地域防災強化事業（防災訓練）
プレ地域食堂開催（まちづくりチーム）
- 1月 令和7年度事業確認・令和8年度事業協議
- 2月 [大柏]地域防災強化事業（防災訓練）
- 3月 大野地区防災強化事業（交通・防災・防犯チーム）

2 各チーム活動

各チームの主な活動は、下記一覧のとおりとなっておりますが、詳細は、今後、各チームで協議することになります。

チーム名	主な活動内容
地域福祉チーム	○大野地区地域福祉・敬老まつり事業 ・敬老記念品贈呈 ・地区地域福祉・敬老まつり ○輪投げ交流会
交通・防災・防犯チーム	○大野地区地域防災・防犯強化事業 ・大野地区防災訓練 ・防犯教室 ・交通安全対策
まちづくりチーム	○大野ふれあいまつり事業 ・大野ふれあいまつり共催事業 ○大野小学校支援事業 ・通学路草刈り ○プレ地域食堂事業

3 役員会

毎月第3水曜日に役員会を開催。その他、必要に応じて、臨時またはチーム合同会議を開催し、協議していきます。

令和7年度 収支予算(案)

[収入]

単位：円

項目	予算額	備考
市交付金	1,808,000	
ふれあいまつり収入(地区協力金, 売上)	1,000,000	
繰越金	99,893	前年度繰越金
雑収入	1	預金利子
合計	2,907,894	

[支出]

単位：円

項目	予算額	備考
各地域活動(6地区) 地域防災強化・地域コミュニティ向上事業(上坪) 二十三夜様祭礼事業・地域防災事業(中坪) 地域文化継承・地域防災強化事業(向崎) 地域コミュニティ活性化事業(新山) 地域防災強化事業(大柏) 地域コミュニティ活性化事業・ 地域防災強化事業(下ケ戸)	510,000	
地域福祉チーム事業 敬老祝品贈呈事業 地域福祉・敬老まつり事業 地区輪投げ交流会事業	700,000	
交通・防災・防犯チーム事業 大野地区防災強化事業 各地域防災強化事業 各地域防犯強化事業	250,000	
まちづくりチーム事業 大野ふれあいまつり 大野小学校支援事業・プレ地域食堂事業	1,200,000	
協議会運営事業	148,000	
予備費	99,894	
合計	2,907,894	

※ 各地域・チーム事業の具体的事業及び事業間における予算の流用等は、役員会で協議の上、決定します。

役員等の選任（案）

1. 役員

NO	役職	氏名（現）	氏名（新）	備考
1	会 長	中島 伸一	中島 伸一	(向崎)
2	副 会 長	横瀬 博	横瀬 博	(上坪)
3	副 会 長	鈴木 笑美子	鈴木 笑美子	(中坪)
4	副 会 長	椎名 孝行	椎名 孝行	(新山)
5	副 会 長	長谷川 誠一	長谷川 誠一	(大柏)
6	副 会 長	安藤 聖志	安藤 聖志	(下ヶ戸)
7	副 会 長	青木 一央	椎名 昭洋	(PTA会長)
8	地域福祉チームリーダー	長谷川 禮子	長谷川 禮子	
9	交通・防災・防犯チームリーダー	安藤 聖志	安藤 聖志	(兼任)
10	まちづくりチームリーダー	中島 伸一	中島 伸一	(兼任)
11	会 計	木澤 正幸	木澤 正幸	

2. 監事

NO	役職	氏名（現）	氏名（新）	備考
1	監 事	豊谷 如秀	豊谷 如秀	
2	監 事	山崎 浩行	山崎 浩行	

3. オブザーバー

NO	役職	氏名（現）	氏名（新）	備考
1	オブザーバー	長谷川 信市	長谷川 信市	
2	オブザーバー	菊地 詩子	菊地 詩子	

大野地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第11条）
- 第3章 会議（第12条－第18条）
- 第4章 会計（第19条・第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、大野地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 協議会の活動に関わる範囲は、野木崎、大柏及び立沢の一部の大野地区とする。

（目的）

第3条 協議会は、大野の自然と地域の絆を次世代へ「つなぐ」まちづくりを進めることを目的とし、次に掲げることを目指す。

- （1）助け合う・支え合う地域の絆づくり
- （2）安全・安心に暮らせる地域
- （3）「ひと」が育ち、つながる地域

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）地域で助け合う・支え合う仕組の構築
- （2）地域福祉活動の推進
- （3）多世代が集う場・活躍する場の創出
- （4）健康づくり・生きがいつくりの推進
- （5）防災活動の推進
- （6）防犯活動の推進
- （7）交通安全の確保
- （8）青少年育成の推進
- （9）人材育成の推進
- （10）各団体等の活動支援・連絡調整
- （11）情報発信
- （12）活動拠点のあり方検討
- （13）その他協議会の目的達成のために必要なこと

第2章 組織

(構成員)

第5条 協議会は、次に掲げる者の中から構成する。

- (1) 範囲内に住所を有する市民
- (2) 範囲内を拠点として市民公益活動を行っている団体
- (3) 範囲内に事務所又は事業所を有する事業者
- (4) 範囲内に所在する学校及び範囲内に住所を有する市民が通学する学校

2 構成員として入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を協議会へ提出するものとする。

3 構成員が退会しようとする場合は、退会届（様式第2号）を協議会に提出するものとする。ただし、本人が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。

4 協議会は、前2項の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) チームリーダー 各チームから1名
- (4) 会計 1名
- (5) その他会長が必要と認める者

2 会長、副会長は、構成員の中から、上坪、中坪、向崎、新山、大柏、下ヶ戸地域各1名及び範囲内に所在する学校のPTA会長をもって充てる。

3 役員は、総会において選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

(監事)

第7条 協議会に監事2名を置く。

2 監事は、総会において選任する。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、総会において選任する。

(任期)

第9条 役員、監事及びオブザーバーの任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員、監事及びオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第10条 役員、監事及びオブザーバーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
 - (3) チームリーダーは、チームを代表しチームの運営及び活動を遂行する。
 - (4) 会計は、協議会の資金等を管理し、会計を処理する。
 - (5) 事務局員は、協議会運営に関する事務を遂行する。
 - (6) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに、業務執行を監督する。
 - (7) オブザーバーは、協議会の求めに応じて会議に出席し意見を述べる。
- (チーム)

第11条 協議会の活動を円滑に実施するため、次のチームを置く。

(1) 地域福祉チーム

助け合い・支え合い活動、地域福祉活動、多世代が集う場の創出、健康・生きがいづくりに関すること。

(2) 交通・防災・防犯チーム

交通・防災・防犯に関すること。

(3) まちづくりチーム

大野ふれあいまつり、多世代が活躍する場の創出、青少年育成、人材育成、自然環境の保全・継承、各団体等の活動支援・連絡調整、情報発信、活動拠点のあり方検討、新たな事案の検討に関すること。

2 チームは、協議会の構成員がチーム員となり構成される。

3 チームにチームリーダー及びチーム会計を置く。

第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、役員会及びチーム会議とする。

(会議の招集)

第13条 定期総会及び役員会は会長が招集、チーム会議はチームリーダーが招集する。

2 定期総会は、年1回とし、毎年4月に開催する。

3 臨時総会は、構成員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたときに、会長が招集する。

(会議の定足数及び採決)

第14条 会議は、その会議の構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会議の構成員は、これを出席者数に加えるものとする。

2 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第15条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、役員会にあっては会長、チーム会議にあってはチームリーダーがそれぞれ議長となる。

(総会)

第16条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

2 総会は、構成員をもって構成する。

(役員会)

第17条 役員会は、役員、監事及びオブザーバーをもって構成し、次の事項の審議を行う。ただし、監事及びオブザーバーは議事の採決に加わらないものとする。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) チームから提議された事項

(チーム会議)

第18条 チーム会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 各チームに関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

第4章 会 計

(会計)

第19条 協議会の経費は、交付金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査報告)

第20条 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 雑 則

(雑則)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。
付則

この会則は、令和3年5月19日に改正し、同日から施行する。

大野地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準

(平成31年1月18日制定)

(目的)

第1条 この取扱基準は、大野地区まちづくり協議会(以下「協議会」という。)が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 協議会は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 協議会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 協議会は、構成員又は構成員になろうとする者から必要書類を受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 協議会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の住所、氏名、性別、生年月日(年齢)、電話番号、その他の情報で、構成員等が同意する事項とする。

(利用)

第5条 協議会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 文書の送付
- (3) 構成員同士の情報交換

(管理)

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

(1) 構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で

提供する場合

- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合